○新見公立大学学生生活支援センター規程

令和３年４月１日

規程第135号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学学則（平成22年規則第１号）第34条の２第２項の規定に基づき、新見公立大学学生生活支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、学生が大学の規則や法令を遵守し、安全かつ安心して充実した学生生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

（業務）

第３条　センターにおいては、学生活動及び学生生活を送る上での課題に係る次に掲げる業務を行う。

(1)　個々の学生が安全かつ安心して学友会活動、クラブ・サークル活動及び充実した学生生活を送るための調査、助言及び支援に関すること。

(2)　学生の安全確保並びに保護者等への連絡及び連携に関すること。

(3)　大学の規則や法令等の説明並びにそれらを遵守するための助言及び指導に関すること。

(4)　学生の賞罰に関すること。

(5)　学生の通学、移動手段及び交通環境に関すること。

(6)　学生の住居確保及び居住環境の整備・保全に関すること。

(7)　学生が犯罪や事故に巻き込まれないための予防活動に関すること。

(8)　その他センターが必要と認めること。

（職員）

第４条　センターに、次に掲げる職員を置く。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　学科教員　各２人

(4)　学生課職員

２　センター長は、センターの業務を総括するものとし、新見公立大学の教員のうちから学長が任命する。

３　センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　副センター長は、センター長の業務を補佐しセンター長に事故があるときはその職務を代理するものとし、本学の教員のうちから学長が指名する。

５　副センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

６　職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

（会議）

第５条　会議は、センター長が招集する。

２　センター長は、議長となり、会務を執行する。

３　センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、構成員の互選で選出された者がその職務を代理する。

４　会議は、第４条に規定する職員に、学生部長及び学生部次長を加えて構成する。

５　会議は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

６　会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

（意見の聴取）

第６条　センター長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第７条　センターの事務は、学生課において行う。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。